

添付法令資料 3 :

麻薬、向精神薬及び薬物前駆体の輸入及び輸出の枠組みにおける監督結果分析に係る申請要件及び手続に関する2024年1月26日付インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則No. 1 (目次)  
同年 7 月 29 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 要件及び手続
  - 第 1 節 アカウント申請 (第 5 条ないし第 8 条)
  - 第 2 節 申請の提出及び評価
    - 第 1 款 申請の提出 (第 9 条及び第 10 条)
    - 第 2 款 申請の評価及び決定の発行 (第 11 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 費用 (第 14 条及び第 15 条)
- 第 4 章 有効期間及び報告
  - 第 1 節 有効期間 (第 16 条)
  - 第 2 節 報告 (第 17 条)
- 第 5 章 不可抗力 (第 18 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 19 条)
- 第 7 章 終則 (第 20 条及び第 21 条)